

平成30年9月20日

唐津市指名等審査委員会

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

1 指名停止対象業者及び指名停止期間

(株) 横河ブリッジ福岡営業所 (福岡市博多区博多駅東2-15-19)

(本社: 千葉県船橋市山野町27)

(工事) 土木一式工事-特A級、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、塗装工事-A級

停止期間: 平成30年9月21日から平成30年10月20日まで 1か月

2 指名停止理由

(株) 横河ブリッジの社員が、西日本高速道路(株)発注の新名神高速道路の橋桁落下事故について、平成30年7月26日、業務上過失致死傷罪で神戸地方検察庁から起訴されたことによる。

3 指名停止措置の根拠

同社は、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱別表第2第7項(不正又は不誠実な行為)に該当する。

指名停止期間については、(短期)1か月以上(長期)9か月以内の範囲内で措置することとなるが、加算条項に該当しないため1か月とする。

4 平成29~30年度発注実績

実績なし

(本件の問い合わせ先)

財務部 契約管理課

担当: 工事契約係 松本

電話: 直通 0955-72-9240 (内線 1362)